

綾瀨市  
公共施設Wi-Fi整備・運用方針

令和3年11月

綾瀨市 総務部 公共資産課

## 1. 策定の趣旨

近年、スマートフォン等のように無線LANの利用可能な端末が急速な普及により、無料の公衆無線LAN（以下、「Wi-Fi」という。）の環境整備が求められている。

特にICTインフラの中でも災害に強く、東日本大震災や熊本地震等の際に情報伝達手段として大きな役割を果たしていることから、災害時の通信インフラとしての活用に期待が集まっている。

そのような中、ギガスクール構想のもと学校施設におけるWi-Fi環境については全ての施設において整備が進んでいる状況である一方、その他の公共施設におけるWi-Fi環境の整備については13施設に止まっており、公共施設全体では、未だWi-Fiの整備が進んでいない状況である。

そこで、本市が整備する公共施設におけるWi-Fi整備・運用についての考えを統一した「綾瀬市公共施設Wi-Fi整備・運用方針」を策定し、住民サービス向上・行政事務効率化を図るため、市内全域でインターネットを利用できる環境を整備するとともに、災害時における通信インフラとしての活用を目指すものである。

### 本市におけるWi-Fiの整備状況

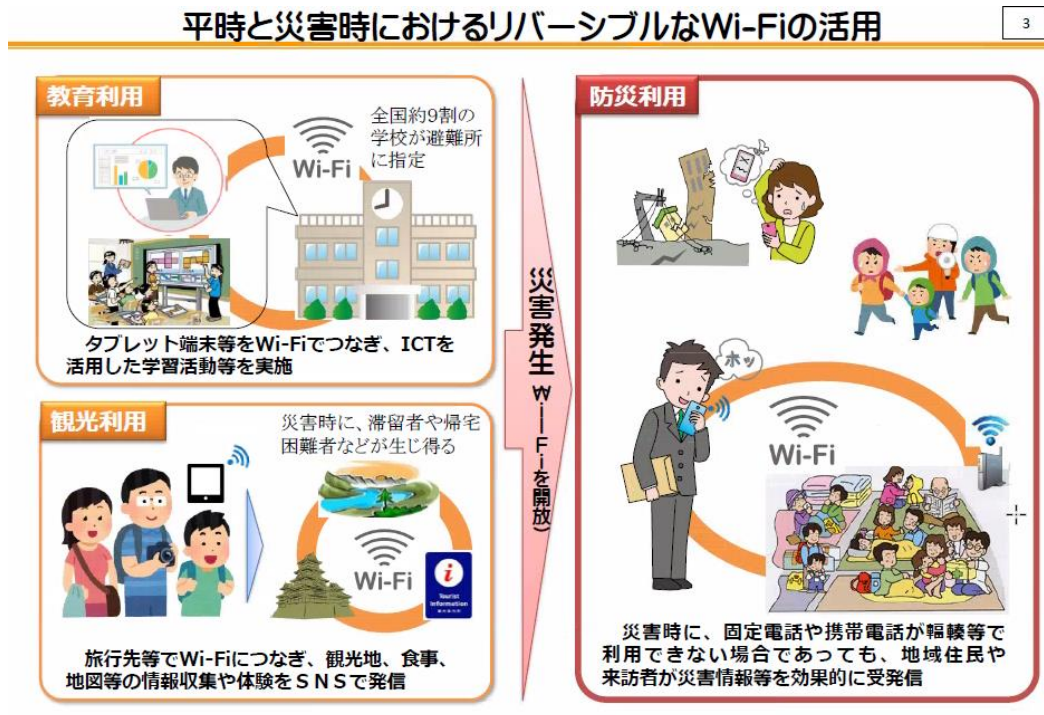
No	施設名	提供エリア	備考
1	綾瀬市役所	市民ホール	公共資産課
2	中央公民館	施設内全域	指定管理者
3	中村地区センター	施設内全域	指定管理者
4	早園地区センター	施設内全域	指定管理者
5	吉岡地区センター	施設内全域	指定管理者
6	綾南地区センター	施設内全域	指定管理者
7	北の台地区センター	施設内全域	指定管理者
8	綾瀬市民スポーツセンター	施設内全域	スポーツ課
9	寺尾いずみ会館	施設内全域	指定管理者
10	南部ふれあい会館	施設内全域	指定管理者
11	神崎遺跡資料館	施設内全域	生涯学習課
12	綾瀬市保健福祉プラザ	1階フロア	福祉総務課
13	綾瀬市立図書館	図書館内	指定管理者
14	市内小・中学校	施設内全域	

## 2. Wi-Fi整備方針

本市が実施する公共施設におけるWi-Fi環境の整備については、次のとおり実施するものとする。

### ア) 整備目的

市内でのインターネット利用環境を向上することで、住民サービス向上・行政事務効率化を図るとともに、災害時の通信手段の多様化を図ることを目的に市内公共施設へWi-Fiを整備するものとする。



(出典：令和元年度 今後の公衆無線 LAN (Wi-Fi)の整備・利活用に向けた自治体セミナー 講演資料)

### イ) 利用対象者

利用対象者としては、Wi-Fi接続端末を持つ全ての市民及び市内滞在者（以下、「市民等」という。）を対象とする。

### ウ) 整備範囲

市が所管する全ての施設において、市民等が無料でWi-Fiサービスを利用できる環境整備を目指すものとする。

但し、利用対象者が限定された施設については、整備対象外とする。

### エ) 整備方法

Wi-Fiの整備については、施設所管課で実施するものとする。

整備に当たっては、セキュリティを適切に確保するため、総務省が提示している「Wi-Fi提供者向けセキュリティ対策の手引き」に基づき整備を行うものとし、詳細について情報システム課と協議することとする。

#### オ) セキュリティ

安全なWi-Fiサービスを提供するため、利用者の利便性にも配慮しながら、メール認証等による本人確認の実施を行うとともに、アクセスログの保管、必要に応じたフィルタリング等のセキュリティ対策を実施し、併せて、利用者に対しては、不正アクセス等の脅威があるため個人情報等の入力等を行わないよう周知するものとする。

#### カ) 災害対応

大規模災害発生時には、災害情報等の発信や避難所案内、安否確認など、被災者の利用を優先し、認証を省略して利用することができるものとする。

### 3. Wi-Fi運用基本方針

#### ア) 費用負担

Wi-Fiサービスの利用については、別に定める利用規約等に同意した市民等が無料で利用できるものとする。整備・運用費用については、基本的に市が負担するが、整備・運用スキームを工夫することで、民間事業者等の理解や協力を得ながら進めることにより、行政負担を最小限に抑えるものとする。

#### イ) 管理・運営等

各施設におけるWi-Fiサービスの運用についてWi-Fi管理者を置くこととし、施設を所管する課長がその任にあたるものとする。また、公共施設全体のWi-Fiサービスの適切な運用について情報システム所管課長が必要な技術的助言を行うものとする。

#### ウ) 周知方法

市広報をはじめとし、市民便利帳や観光マップ、各施設の案内図、各施設へのポスターやステッカーの貼付・提示を行うことで市民等のWi-Fiサービスの利用促進に努めるものとする。

### 4. その他

各公共施設のWi-Fiサービスと合わせて、行政サービスのスマホ対応について、各所管で検討を行うものとする。